

令和6年12月2日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社渋谷緑建（所在地 神奈川県横浜市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
株式会社渋谷緑建	神奈川県横浜市泉区和泉中央北4丁目1番9号

2. 指名停止措置期間

令和6年12月2日から令和7年1月1日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の代表取締役は、令和6年2月8日、暴行罪により鎌倉簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役が暴行罪により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第16号>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内